

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 松本 紘

平成26年度税制改正に関する要望

国立大学は、高度人材育成拠点・知の創造拠点としての役割を担っており、日本を牽引する社会のリーダーの輩出や最先端研究開発等を通じて、我が国の成長発展に貢献しております。

国立大学が引き続き、我が国の持続的発展に寄与していくためには、個性と特色を發揮し、さらなる教育研究・社会貢献機能の強化が必要であり、そのためには基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育機関への公財政支出をOECD加盟の先進諸国並の対GDP比1%以上に引き上げることが極めて重要であります。

一方で国立大学自らも寄附金をはじめとする多様な財源の確保の重要性を十分に認識しており、寄附方法の多様化や、寄附者へのフォローの徹底など寄附文化の醸成に向けて、積極的な取り組みを行っておりますが、このような大学の活動が円滑に進むよう、幅広い寄附を後押しする税制の整備・充実が不可欠であります。

また、社会人の学び直し推進のための教育費負担の軽減措置を行うとともに、国立大学の経営に多大な影響を及ぼす消費税率の引き上げに対する適切な措置を講ずることが重要であります。

つきましては、国立大学の更なる機能強化のため、別添要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○ 年末調整における所得控除手続きの改善

教育研究活動等の充実のため、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。このことから、個人からの寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。

現在、給与所得者が寄附をして所得控除を受ける場合には、確定申告しなければならないため、手続きの煩雑さなども加わって、結果として寄附するという習慣が普及しない一因となっている。

このようなことから、年末調整において寄附金の所得控除を可能にすることにより、給与所得者等個人寄附者の利便性の拡大を図るとともに、寄附者の税務上の負担軽減を図ることとなり、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

○ 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄附者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

○ 社会人の学び直し推進のための教育費負担の軽減措置

社会人が大学で学び直す際の教育費負担について、現行の勤労学生控除に代わり、一定額を税額控除する制度を創設する。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均では約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%と低い。この原因の一つには、経済的負担の大きさもある。

教育費負担の軽減により、社会人の学び直しの機会の拡大を図り、人的資源の開発を行い、経済成長を促し、国際競争力を高めるとともに、生涯学習の環境整備に資する。

○ 消費税率の引き上げに対する適切な措置

消費税率の段階的な引き上げは、国立大学の経営に多大な影響を及ぼす。今後も引き続き、国立大学の社会的使命である、教育研究・診療・社会貢献機能を維持していくために、適切な措置を講ずる必要がある。

○ 日本版「プランド・ギビング」信託制度の拡充

平成23年度税制改正により、日本版「プランド・ギビング」信託が新たに創設された。学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得は非課税とし、その金額が全額寄附されることとなった。

国立大学法人についても本制度の対象とすることにより、広く社会で教育を支えあうという寄附文化の醸成に寄与する。